

社会福祉法人 福寿会 法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福寿会（以下、「法人」という。）の健全な事業の運営にあたり、介護保険法及び関係各法令を厳守し、かつ的確な業務管理体制を整備するために、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令・条例、通達等法に加え法人が定める就業規則・諸規定・職員行動指針、寄付行為及びその他マニュアル等を厳守すると共に、社会人及び福祉人として求められる倫理・社会規範を全うすることをいう。

(法令遵守責任者の役割、体制)

- 第3条 法令遵守責任者は、法人全体の法令順守体制の確保のため、法人内の各施設及び事業所の職員に対し、コンプライアンス上の周知徹底、法令遵守における問題点の抽出、チェック、評価等を行い、法人における法令遵守の運営上の総責任者としての役割を担う。
- 2 法令遵守責任者は、法人幹部会議の出席者によって構成されるコンプライアンス推進室を法人本部内に設置する。
 - 3 法令遵守責任者は、各施設（ならやま園、平城園）からの報告を受け、また、法人内でコンプライアンス上の問題点が発生した場合には、法人幹部内でコンプライアンスの検討会議を開催し、その問題解決、処理等の対応にあたる。
 - 4 各施設長は、コンプライアンスが日常的に実践されるよう啓蒙活動を行い、各事業所の責任者から、組織の中から上がってくる声を取り上げ、問題点を調査・記録し、法令遵守責任者、理事長に報告する。

(通報処理体制)

- 第4条 職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を各施設に『苦情相談窓口』を設置しており、各施設の副園長、事務長を「苦情相談担当者」及び「法令遵守担当者」とする。
- 2 法令遵守担当者は、法令違反、不適合事項、過誤等を確認した場合、速やかにその是正処置を講じるとともに、法令遵守責任者及びコンプライアンス推進室に報告しなければならない。

(各種法令遵守に係る確認、対応)

第5条 各施設及び事業所における介護サービスのごとの人員・運営基準等の適合状況については、施設長が日常的に確認する。

- 2 各施設及び事業所におけるかく介護サービスの介護請求に当たり、介護サービス記録と請求との誤り等の有無については、各事業所の責任者と担当者が共に確認し、事業所の長がそれを最終確認する。
- 3 各施設及び事業所における財務会計の適正処理、不正経理等のチェックは、税理士による月次訪問、決算前の財務監査によって行われる。
- 4 各施設の事業所の労務管理における労働基準法等の労働諸法令の遵守運用状況のチェックは、社会保険労務士に確認している。

(相談、紹介)

第6条 職員は、業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷う時は、独断専行するのではなく、あらかじめ法令遵守責任者に相談しなければならない。

- 2 相談内容が法令遵守責任者の手に余るほどの難しいケースの場合には、顧問弁護士、税理士、社会保険労務士、建築士等の専門家に必ず専門的な知見を求め、問題処理をする必要がある。

(懲罰)

第7条 本規程に定める法令遵守の違反行為を行なった者、調査の際に虚偽の報告を行なった者、違反行為の隠ぺいを行なった者並びに前条における相談、紹介の手順を怠った者については懲罰の対象となることがある。

(意識啓発)

第8条 各施設長は、法人においてコンプライアンスの実践が確実に行なわれるよう、機会あるごとに方針の徹底及び職員への意識啓発を行なわなければならない。

(法令遵守責任者)

第9条 法令遵守責任者は本部部長とする。

附則

この規程は、平成23年 9月 1日より施行する。